

第六十三号議案

江戸川区立穂高荘の指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十七年十一月二十六日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区立穂高荘の指定管理者の指定について
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、江戸川区立穂高荘の指定管理者を次のように指定する。

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
江戸川区立穂高荘	中央区日本橋本町三丁目三番六号	商船三井興産株式会社 代表取締役 井林 與市	平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

（説明）

平成二十八年三月三十一日に指定期間が終了することにより、同年四月一日からの江戸川区立穂高荘の指定管理者を指定する必要があるもので、本案を提出いたします。